

第 75 回全国植樹祭埼玉県準備委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 第 75 回全国植樹祭の開催準備を円滑に推進するため、第 75 回全国植樹祭埼玉県準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 開催会場の候補地の選定に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務。

(組織)

第 3 条 準備委員会は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

2 準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、副知事（農林部担当）の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、必要に応じて準備委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第 6 条 準備委員会は、原則として公開するものとする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(事務局)

第 7 条 準備委員会の事務を処理するために、埼玉県農林部森づくり課に事務局を置く。

(承継)

第 8 条 準備委員会は、第 75 回全国植樹祭埼玉県実行委員会（仮称）（以下、「実行委員会」という。）が設立されたときは、その業務を実行委員会に引き継ぎ解散する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

第75回全国植樹祭埼玉県準備委員会委員

区分	所属・団体名	役職	氏名	備考
学識経験者 (2)	東京農業大学	客員教授	宮林 茂幸	
	東京大学大学院農学生命科学研究科	講師	浅野 友子	
林業関係団体 (6)	埼玉県森林組合連合会	代表理事会長	吉田 廣文	
	(公社) 埼玉県緑化推進委員会	代表理事	岡 眞司	
	(一社) 埼玉県木材協会	会長	島崎 政敏	
	埼玉県森林協会	会長	井上 淳治	
	埼玉県山林種苗協同組合	理事長	滝田 早苗	
	(一社) 埼玉県治山林道協会	会長	石木戸 道也	
各種団体 (6)	(一社) 埼玉県建設業協会	会長	伊田 登喜三郎	
	(一社) 埼玉県造園業協会	会長	渡邊 進	
	埼玉県農業協同組合中央会	会長	坂本 富雄	
	(一社) 埼玉県商工会議所連合会	会長	池田 一義	
	埼玉県商工会連合会	会長	三村 喜宏	
	(一社) 埼玉県物産観光協会	会長	松本 邦義	
市町村 (2)	埼玉州市長会	会長	原口 和久	
	埼玉県町村会	会長	古谷 松雄	
県関係 (10)	埼玉県	副知事	高柳 三郎	
	企画財政部	部長	堀光 敦史	
	県民生活部	部長	真砂 和敏	
	環境部	部長	目良 聡	令和4年4月1日 委員名変更
	産業労働部	部長	板東 博之	
	県土整備部	部長	北田 健夫	
	都市整備部	部長	村田 暁俊	
	教育局	教育長	高田 直芳	
	警察本部	本部長	原 和也	
	農林部	部長	小畑 幹	令和4年4月1日 委員名変更
計		26名		